

令和元年12月20日

第6回千葉県環境影響評価委員会 資料1

太陽光発電事業のアセス対象化 について

※1～7ページについては、『「太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的な考え方に関する検討会」
報告書（案）について（平成31年2月 環境省）』説明資料より抜粋・一部加工

1. 太陽光発電の導入状況及びそれに伴う環境影響

1-1. 太陽光発電の導入状況

- ◆ 2012年7月から開始したFIT制度により、太陽光発電の導入が大幅に拡大し、2017年12月末時点で累計約43GWが導入されている。
- ◆ 太陽光発電は、日当たりのよい立地であればよく、パネルの組合せ次第で規模が多様であることから、様々な場所・スケールで設置することが可能。
- ◆ 建物屋上や工場敷地内の空き地等に加え、森林等の中山間地域において大規模に設置する事例が増加している。林地開発許可の対象となる森林の開発行為において、太陽光発電事業を目的とした件数及び面積が増加。

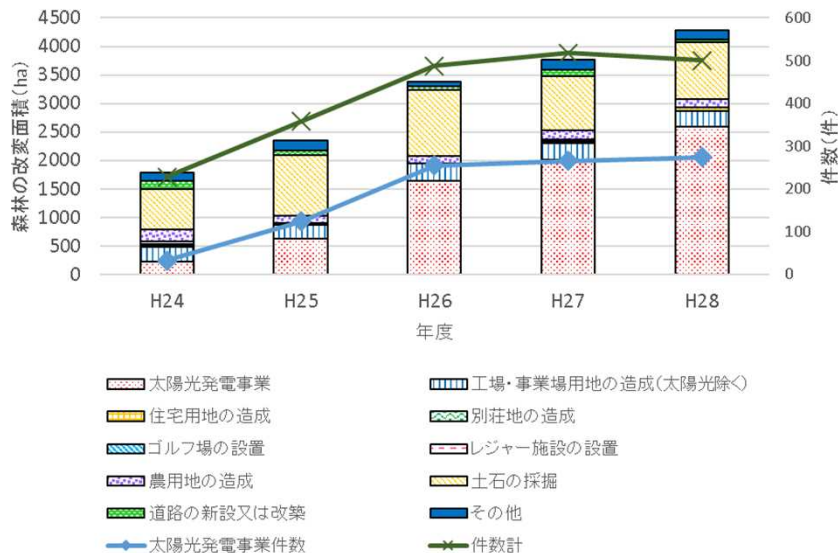


図1 太陽光発電事業を目的とした林地開発許可の件数及び面積の推移
出典：林野庁調査（毎年度調査）

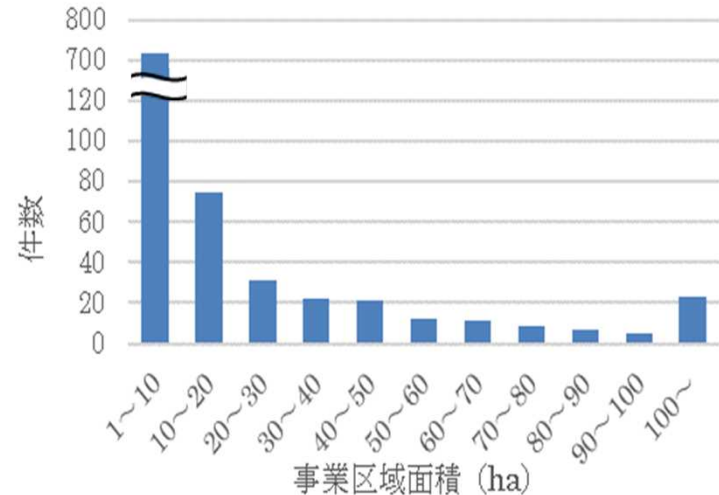


図2 太陽光発電事業を目的とした林地開発許可に係る事業区域面積別件数 (2012年度から2016年度までの総計)
出典：林野庁調査 (2018年個別調査)



森林を伐採し、人家背後に設置される例

出典: 林野庁提供



100haを超える大規模事例



水上への設置例

出典: https://www.kyocera.co.jp/topics/2018/0301_yama.html



埋立地への設置例

出典: https://www.ihico.jp/ihico/all_news/2013/infrastructure_offshore/2013-11-04/index.html

1-2. 太陽光発電事業による環境影響の状況

(1) 新聞掲載事例調査結果

(調査期間:2016年1月1日～2018年7月11日)

項目ごとの問題事例整理結果

事例数 (n=69)

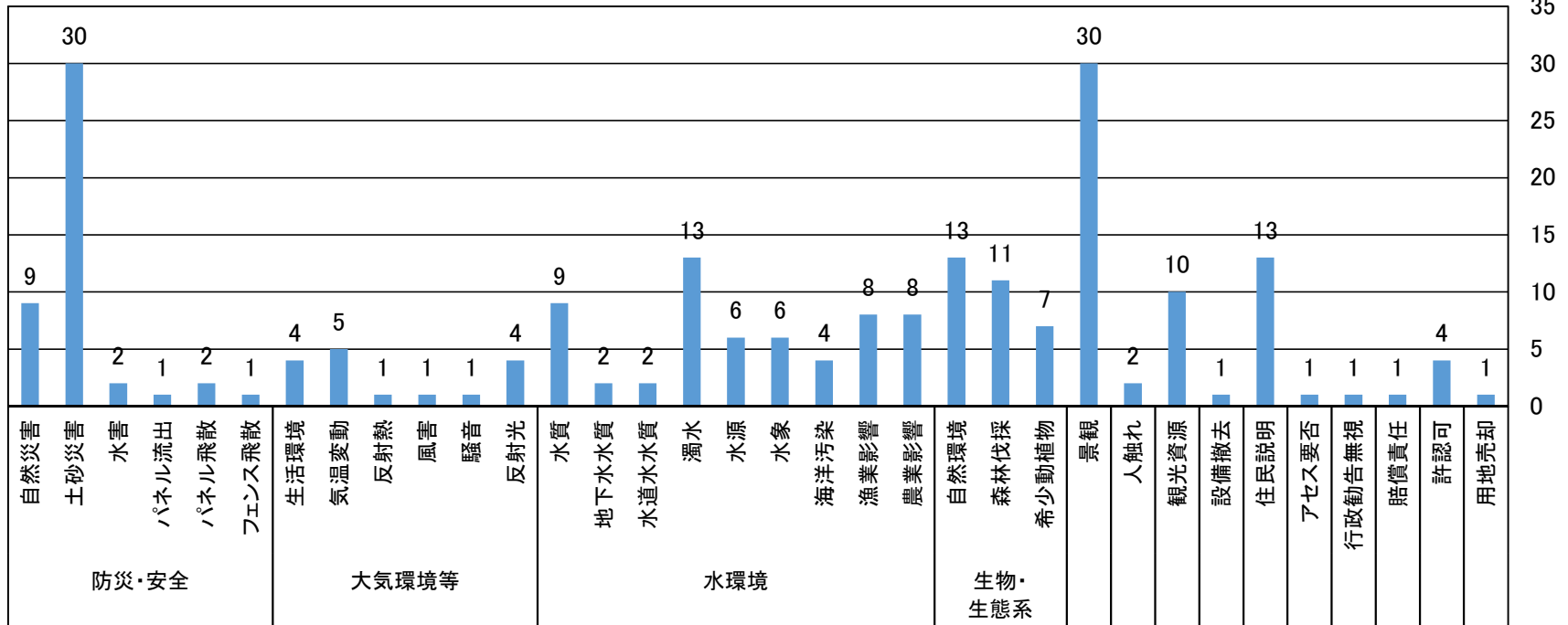


図.3 項目ごとの問題事例

太陽光発電による環境影響等については、

- ①土砂災害等の自然災害の発生
 - ②景観への影響
 - ③濁水の発生や水質への影響
 - ④森林伐採等の自然環境への影響
 - ⑤住民説明の不足
- などがあげられる。

(2) 自治体アンケート調査結果 (2018年9月実施)

- ◆ 苦情や要望書等が寄せられた事業の事業実施前の土地利用については「林地」が142事業(50%)と最も多く、次いで「農地」が44事業(16%)である。
- ◆ 苦情や要望書等が寄せられた事業の事業実施前の地形について、「大部分が斜面であり、一部が平坦な地形」が67事業(33%)と最も多い。

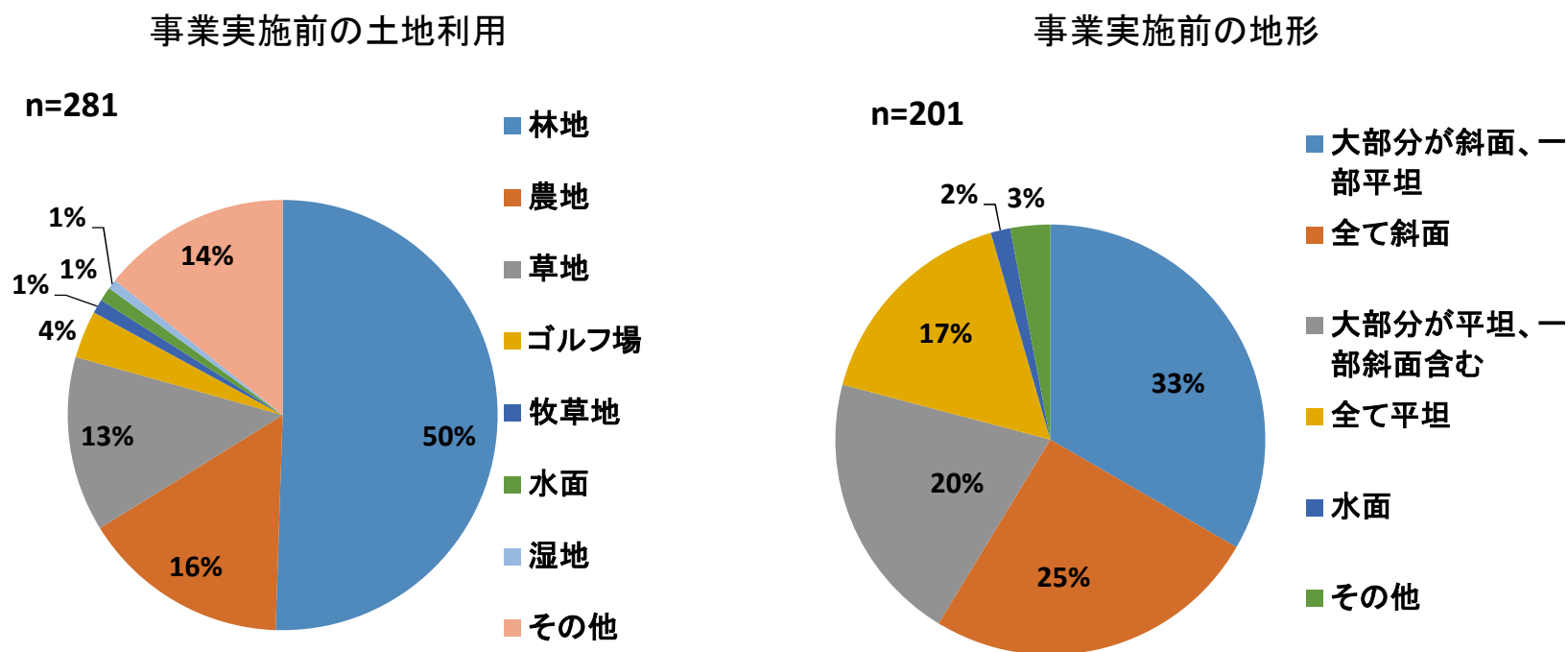


図.4 事業用地の立地条件

2. 太陽光発電事業に関する規模要件等について

2-1. 規模要件の指標

太陽光発電事業に伴う環境影響については、土地造成等の面的開発に係る側面に大きく左右されることから、「開発区域の面積(ha)」を指標とすることが望ましい。

一方で…

- ①電気事業法との整合性
 - ・法では、環境影響評価の結果を許認可等の審査に直接反映させることとしており、発電所の許認可を行う電気事業法との整合性を図る必要がある。
 - ・電気事業法においては、対象施設の届出の要否を「総出力(kW)」で区分している。
- ②発電所事業においては面積の統一的な考え方が存在しない
 - ・法の面整備事業(土地区画整理事業や宅地開発事業)において規模要件の指標としている「施行区域の面積(ha)」等は、許認可を行うそれぞれの法令で明確に規定される。
 - ・発電所事業においては面積を明確に規定するものはないため、事業者が行う事業の施行区域の判断に疑義が生じる場合があり得る。
- ③簡便な指標とする必要があること
 - ・事業者及び行政当局が規模要件に合致するか否かを判断する上で、総出力(kW)という簡素な指標を用いることは簡便性の観点からも利点がある。
- ④太陽光発電事業の発電出力は事業区域面積とおおむね比例関係にあること



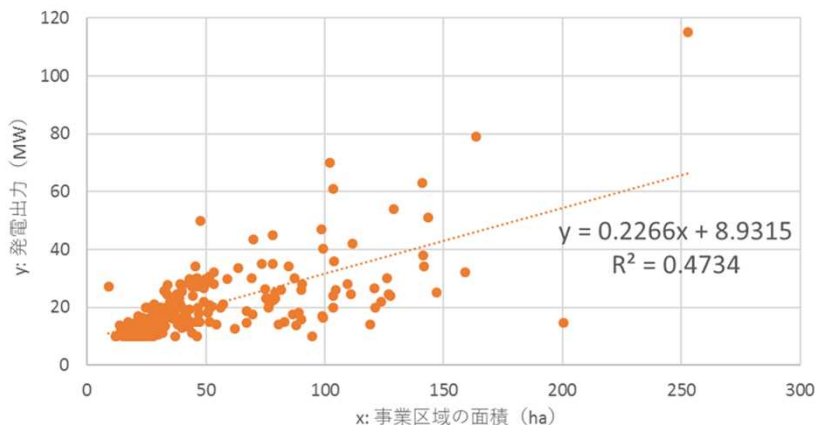
法の太陽光発電事業は「出力(交流)」を指標とする

2-2. 一種、二種の規模要件

- ① 条例アセスにおいては50ha以上としている自治体が最も多く、法対象の水準はより大きな規模に設定すべきこと
- ② 法における他の面整備事業の規模要件の水準は、一種100ha・二種75haとしていること
- ③ 100ha相当の出力を一つの目安として出力を試算することは合理的と考えられ、現時点において32~37MW程度であるが、今後の技術革新により発電効率が向上することが見込まれること

→ 一種4万kw・二種3万kw(交流側)を規模要件とする。

【導入】 100ha相当の発電出力規模は32MW



【認定】 100ha相当の発電出力規模は36MW

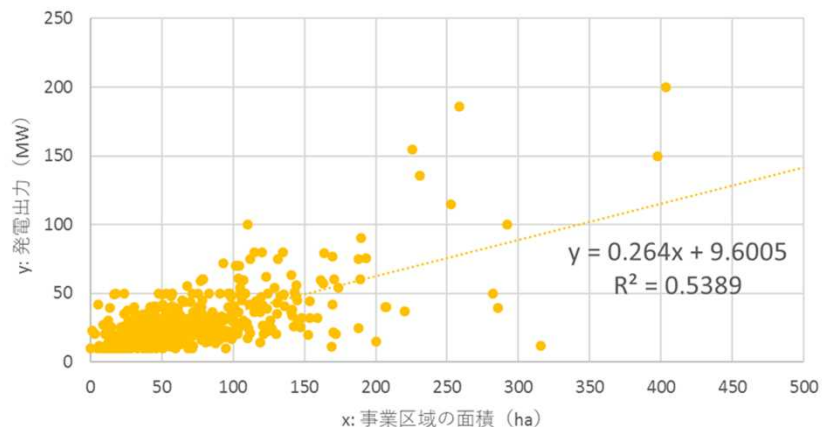


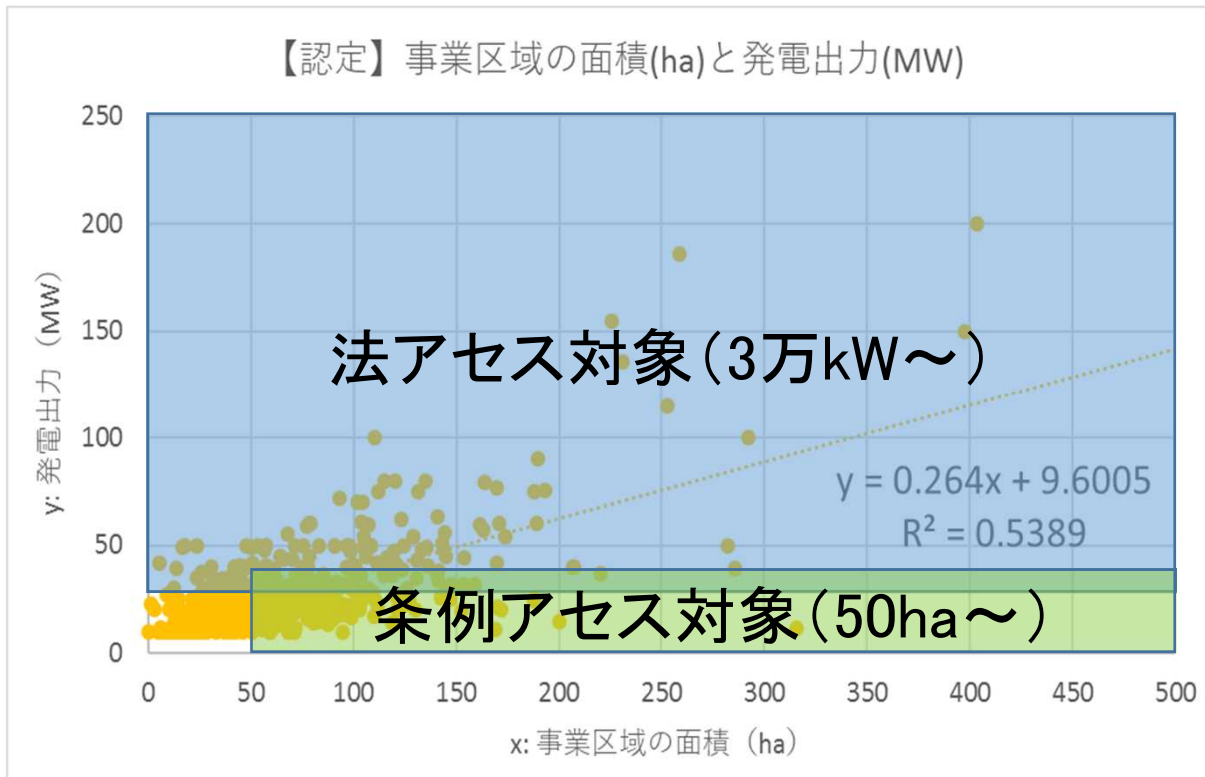
図.5 FIT制度における太陽光発電の事業区域面積 (ha)

と発電出力 (MW) の関係

出典: 資源エネルギー庁集計データを基に作成

2-3. 法と条例の関係について

- ◆ 法が規模要件の指標を総出力(kW)としても、地方公共団体が環境影響評価条例において太陽光発電事業を対象とする際に、規模要件の指標を面積(ha)とすることを否定するものではない。
- ◆ むしろ、下図に示すように、法の規模要件と条例の規模要件の指標が異なることで相互の観点から補完し合い、環境影響評価を実施すべき事案を確実に対象に含めることができると期待される。



※それぞれが重なっている範囲(出力3万~4万kWかつ面積50ha以上の案件)については、法におけるスクリーニングの結果、アセス不要となった場合に条例アセス対象となる場合がある。

※条例において対象事業は「法対象事業を除く」とされており、二重の手続が生じることはない。

図.6 法と条例の対象事業のカバー範囲のイメージ

3. 千葉県環境影響評価条例について

3-1. 発電所事業の規模要件

これまで、条例における発電所事業の規模要件は、法と同じく発電出力を指標とし、法第2種事業と同じ水準で設定している。

	法対象事業		条例対象事業
	第1種事業	第2種事業	基本事業
水力発電所	出力3万kW～	出力2.25万～3万kW	出力2.25万～3万kW
火力発電所	出力15万kW～	出力11.25万～15万kW	出力11.25万～15万kW
地熱発電所	出力1万kW～	出力7,500～1万kW	—
原子力発電所	全て	—	—
風力発電所	出力1万kW～	出力7,500～1万kW	出力7,500～1万kW
太陽電池発電所	出力4万kW～	出力3万～4万kW	(今回設定)

3-2. 面整備事業等の規模要件

条例において面積を規模要件とする事業は、

- ①法対象事業と同じ面整備事業
- ②法対象事業の面整備事業以外の事業
- ③条例独自の事業

	規模要件		備考
	法第2種事業	条例基本事業	
新住宅市街地開発事業	75ha～100ha	75ha以上	
新都市基盤整備事業			
流通業務団地造成事業			
土地区画整理事業	75ha～100ha	50ha以上	
工業団地造成事業			
宅地開発事業			
公有水面その他の水面の埋立又は干拓	40ha～50ha	40ha以上	
レクリエーション施設用地造成事業	—	75ha以上	
土砂等の埋立等の事業	—	10ha以上	自然公園等の区域
		40ha以上	自然公園等以外の区域